

### 第 9 3 号議案

足立区区有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を  
改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 5 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区区有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を  
改正する条例

足立区区有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和 3 9 年  
足立区条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に、「  
こえる」を「超える」に改め、同項第 1 号中「区において」を「区が」  
に、「または」を「又は」に改め、同項第 2 号中「または」を「又は」  
に、「公共団体において」を「公共団体が」に改める。

第 3 条の見出し中「または」を「又は」に改め、同条各号列記以外の  
部分中「一に」を「いずれかに」に、「または」を「又は」に改め、同  
条第 1 号中「または」を「又は」に、「公共団体において」を「公共団  
体が」に改め、同条第 2 号中「公共団体において」を「公共団体が」に、  
「および」を「及び」に改め、同条第 3 号中「かかわる」を「係る」に、  
「または」を「又は」に改める。

第 4 条の見出し中「または」を「又は」に改め、同条各号列記以外の  
部分中「一に」を「いずれかに」に、「または」を「又は」に改め、同  
条第 1 号中「または」を「又は」に、「公共団体において」を「公共団  
体若しくは公共的団体が」に、「公共用」を「公共用若しくは公益事業  
の用」に改め、同条第 4 号を次のように改める。

- ( 4 ) 区政全般に係る基本計画に基づき支援し、若しくは育成し、  
又は誘致しようとする団体が、当該基本計画の適正な実施のため  
に必要と認める事務事業の用に供するとき。

第4条に次の1号を加える。

- (5) 区が財政的援助を与える団体で区の事務事業を補佐し、若しくは代行し、又は協力するものが、当該区の事務事業を補佐し、若しくは代行し、又は協力すると認めるものの用に供するとき。

第5条第1項中「または」を「又は」に、「当該貸し付け」を「当該貸付け」に改める。

第6条の見出し中「貸付」を「貸付け」に改め、同条中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改める。

第7条第1項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「かかわる」を「係る」に改め、同項第2号中「区において」を「区が」に改める。

第8条の見出し中「または」を「又は」に改め、同条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に、「または」を「又は」に改め、同条第2号中「かかわる」を「係る」に、「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に改める。

第9条（見出しを含む。）中「または」を「又は」に改める。

#### 付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の足立区区有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条第4号の規定により普通財産を貸し付けているものについては、その貸付期間が満了するまでの間、なお従前の例による。

#### （提案理由）

普通財産の無償貸付又は減額貸付の対象を拡大するとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。